

## 日本大学図書館歯学部分館利用内規

平成4年2月4日制定	平成22年4月1日施行
平成4年4月1日施行	平成26年1月9日改正
平成9年1月9日改正	平成26年1月1日施行
平成9年4月1日施行	平成27年4月2日改正
平成12年3月2日改正	平成27年4月1日施行
平成12年4月1日施行	平成28年5月12日改正
平成12年9月7日改正	平成28年4月1日施行
平成12年10月1日施行	平成29年3月2日改正
平成14年3月7日改正	平成29年4月1日施行
平成14年4月1日施行	令和2年4月2日改正
平成16年4月1日改正	令和2年4月1日施行
平成16年4月1日施行	令和4年3月3日改正
平成22年4月1日改正	令和4年4月1日施行

### (目的)

第1条 この内規は、日本大学図書館歯学部分館（以下、「当館」という）の利用に関する必要事項について定める。

### (図書館資料)

第2条 図書館資料（以下、「資料」という）とは、当館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料及び電子資料等をいう。

### (利用資格)

第3条 当館を利用できる者は、次のとおりとする。

- ① 日本大学歯学部（附属専門学校含む）及び日本大学大学院歯学研究科に在籍する学生、教職員
- ② 日本大学に在籍する学生、教職員
- ③ 日本大学歯学部（附属専門学校含む）及び日本大学大学院歯学研究科を卒業、修了した者
- ④ 過去に日本大学歯学部（附属歯科病院を含む）に在籍していた教職員、研修歯科医
- ⑤ 日本大学を卒業、修了した者
- ⑥ 日本大学校友会正会員
- ⑦ 日本大学iクラブ会員

⑧ 日本大学図書館歯学部分館長が許可した者  
(開館時間)

第4条 当館の開館時間は、次のとおりとする。

- ① 平日 9時から21時まで
  - ② 土曜日 9時から18時まで
- (休館日)

第5条 当館の休館日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日及び国民の祝日
- ② 本学の創立記念日(10月4日)
- ③ 夏季・冬季の一定期間

(開館時間の変更、臨時休・閉館)

第6条 日本大学歯学部または当館の事情により開館時間の変更、臨時閉館及び臨時休館をすることができる。

(利用証)

第7条 第3条第1号及び第2号に定める学生は、学生証を使用する。第3条第1号に定める教職員は、教職員証を使用する。第3条第2号に定める教職員及び第3、4号に定める者は、図書館利用カードを使用する。

2 本人以外の者が利用証を使用することはできない。また、紛失したときは速やかに当館に届け出ること。

(貸出)

第8条 資料の貸出を希望するときは、資料とともに前条の利用証を当館受付に提示すること。

(一般貸出)

第9条 一般貸出とは、貸出禁止資料を除いた資料の貸出をいう。

2 貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。

	貸出資格	貸出冊数	貸出期間
歯学部	学生・教職員等	5冊	2週間
	卒業生・元教職員	3冊	2週間
他学部	学生・教職員等	3冊	2週間

3 貸出禁止資料とは、参考図書(辞書・辞典類)、新着雑誌、未製本雑誌、視聴覚資料のうち貸出許諾のない資料並びに貴重書をいう。

(一時貸出)

第10条 一時貸出とは、資料のうち貸出許諾のない視聴覚資料並びに貴重書を除いた資料を貸出すことをいう。

2 貸出冊数及び貸出時間は、次のとおりとする。

	貸出資格	貸出冊数	貸出時間
歯学部	学生・教職員等	5冊	当日

(返 却)

第11条 貸出を受けた資料は、各自の責任において必ず定められた期限までに、返却しなければならない。

(貸出停止)

第12条 貸出期限を厳守しない者に一定の期間貸出を停止する。

2 貸出停止期間は、延滞期間と同じ日数とする。

(紛失・汚損)

第13条 借用中の資料を紛失あるいは著しく汚損した場合は、所定の用紙をもって届け出なければならない。

2 紛失・汚損した者は、現物をもって弁償しなければならない。ただし、現物弁償ができない場合は、当該資料の取得価格をもって弁償しなければならない。

(文献複写)

第14条 当館の資料及び電子ジャーナルを、著作権法並びにライセンス契約の定める範囲内で複写することができる。

2 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

3 複写物に関する一切の責任は利用者が負うものとする。

(文献検索)

第15条 当館で接続しているデータベース等を利用して、著作権法並びにライセンス契約の定める範囲内で文献検索をすることができる。

(相互貸借)

第16条 当館で所蔵していない資料は、全国の大学図書館及びその他の機関から取り寄せて利用することができる。

2 相互貸借に要する費用は、利用者の負担とする。

(レファレンス)

第17条 当館は、資料の所蔵・所在調査及び文献検索等、図書館の有効利用について利用者支援を行う。

(グループ学習室の利用)

第18条 グループ学習室を利用できる者は、第3条第1号に該当する者とする。細則は別に定める。

(ラーニングコモンズの利用)

第19条 ラーニングコモンズを利用できる者は、第3条第1号から第4号に該当する者で利用証を所持する者とする。細則は別に定める。

(内規の改廃)

第 20 条 この内規の改廃は図書委員会及び教授会の審議を経て，学部長が決定する。

附 則

この内規は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。